魚津市告示第163号

魚津市森林環境税免除取扱要綱を次のように定める。

令和 5 年12月22日

魚津市長 村椿 晃

魚津市森林環境税免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号。以下「法」という。)第11条、同法施行令(令和4年政令第300号。以下「令」という。)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第7条第1号及び第2号に規定する総務大臣が定める場合を定める件(令和4年総務省告示第310号。以下「国告示」という。)に定めるもののほか、森林環境税の免除に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(免除の申請手続)

- 第2条 令第3条第1項に規定する申請書は、森林環境税免除申請書(様式 第1号)とする。
- 2 令第3条第2項に規定する同条第1項第2号に掲げる事項を証する書類 は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - (1) 令第5条第1号に該当する者 災害により死亡したことを証する 書類
 - (2) 今第5条第2号に該当する者 災害により障害者となったことを 証する書類
 - (3) 令第5条第3号及び第4号に該当する者 罹災証明等災害による 損害の程度又は損害金額を証する書類
 - (4) 法第11条第1項第2号に該当する者 生活保護受給証明書
 - (5) 法第11条第1項第3号に該当する者 収入状況等申出書(様式第 2号)及び事情を証する書類
- 3 前項に規定する添付書類が証明する事由が、公簿等で確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

(免除の決定)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請内容について速

やかに審査し、免除の可否を決定し、森林環境税免除決定通知書(様式第3号)により申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査のため必要と認めるときは、法第7条第1項の規定によりその例によることとされる地方税法(昭和25年法律第226号)第298条により当該納税義務者及び世帯員の収入及び預貯金の状況等について質問し、又は帳簿書類その他物件を検査し、若しくは当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

(令第4条第1項の令第3条第1項の申請書の提出があった日)

- 第4条 令第4条第1項に規定する令第3条第1項の申請書の提出があった 日のうち、市町村長が必要があると認める場合における免除を受けようと する事由が発生した日は、次の各号に掲げる免除を受けようとする者の区 分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - (1) 令第5条第1号に該当する者 死亡日
 - (2) 令第5条第2号に該当する者 障害を証する手帳等の交付日
 - (3) 今第5条第3号及び第4号に該当する者 被災日
 - (4) 法第11条第2号に該当する者 当該扶助を受けることとなった日
 - (5) 法第11条第3号に該当する者 第2条に規定する申請書の提出が あった日

(合計所得金額が著しく減少したこと)

第5条 国告示第1号及び第2号に規定するその年の合計所得金額の見込額 が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したこととは、その年の合計 所得金額の減少見込額が前年の合計所得金額の10分の3以上の額であるこ ととする。

(生活が著しく困難となった場合)

第6条 国告示第1号及び第2号に規定する生活が著しく困難となった場合とは、納税義務者及び世帯員の当該年の収入見込額(合計所得金額に係る収入額、退職所得に係る収入額、法律等に規定する非課税所得に係る収入額及び預貯金等の額の合計推計額からやむを得ない多額の支出をしたときの支出額及び所有する資産について損害を受けたときの損害額を差し引いた額をいう。)が生活保護基準相当額(申請日における生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)による魚津市の地域の級地区分を基にした生活扶助(基準生活費に障害者加算、母子加算及び児童養育加算を加算した額)、教育扶助及び住宅扶助の合計額に12を乗じて得た額をいう。)以下である場合とする。

附則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

森林環境税免除申請書

			年 月 日		
魚津市長	宛				
下記のとおり 年	度 森林環境	税の免除を受	けたいので、その事由を証す		
る書類を添え申請いたし	ます。				
申請者	住 所				
(納税義務者)	氏 名				
税額区分	税	額	免除申請額		
年額計		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
期(月)		円	円		
事由		事由の詳細			
1 災害					
(1) 死亡・障害(対象を	≥証する書類)				
(2) 損害発生(罹災証明	明等)				
2 生活保護(受給証明書)					
3 生活困難(収入状況等申出	(書)				

収入状況等申出書

魚津市	ī 長	宛

申	請	者	住所_	

(納税義務者)氏名_____

1 納税義務者の世帯の状況

氏 名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
	本人				

2 納税義務者の所得・収入状況

		前年	本	年
		所得額	収入(見込)額	所得(見込)額
	給 与	円	円	円
_	公的年金	H	円	円
合計	事業・農業・不動産 その他 ()	H	H	н
所得	事業・農業・不動産 その他 ()	H	円	н
額	事業・農業・不動産 その他 ()	H	H	н
	} †	(A)	® H	© H
	減少率			

3 納税義務者の多額の支出、資産の損害の内容

□多額の支出 □資産の損害
支出額・損害額
Н

4 本年の世帯の1年間の収入(見込)額

氏 名	収入(見込)額	内 容
納税義務者(本人)	円	合計所得額にかかる収入(見込)金額(◎を転記)
	円	給与() 年金 事業 農業 不動産 保険金 退職金 手当・その他 ()
	円	給与() 年金 事業 農業 不動産 保険金 退職金 手当・その他 ()
	円	給与() 年金 事業 農業 不動産 保険金 退職金 手当・その他 ()
	PI	給与() 年金 事業 農業 不動産 保険金 退職金 手当・その他 ()
	円	給与() 年金 事業 農業 不動産 保険金 退職金 手当・その他 ()

- *納税義務者は⑥以外の収入があれば追加で記入してください。
- *給与は()に勤め先を、手当・その他は()に内容を記入してください。
- *収入の内容が分かる書類(給与明細、支払明細、帳簿等)を持参ください。

5 世帯の現在の預貯金等の状況

	次// 型 7 · // //					
氏 名	残高・価額		内	容		
	円	見金 普通預 (f金 定期預金	有価証券	その他)
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					

- *()は金融機関名、銘柄等を記入してください。
- *預貯金等の内容が分かる書類(通帳、証券等)を持参ください。

私は、市民税及び森林環境税の減免申請に当たり、減免申請の内容を確認するために必要がある場合には、私及び私の世帯員の収入並びに預貯金の状況について、魚津市が関係機関に対し帳簿書類その他物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることに同意します。

年 月 日 申請者(納税義務者)

住所世帯員氏名氏名氏名氏名

森林環境税免除決定通知書

						第 号
					年	月 日
申請者(納税義	務者)					
住所						
氏名		様				
				魚津	市長	印
年 月 したので通知し		で申請のあ	っった	: 免除について	、次のとおり	決定しま
如		住 所				
納税義務者		氏 名				
区分	税額	税額		免除申請額	免除決定額	免除後の 納付税額
年額計			円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
期(月)		円	円	円	円
決定の理由						

この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。